

〔憲法・統治〕

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

K市は、関東地方にある人口約155万人の政令指定都市である。同市には地方自治法に基づくK市議会が存在する。A及びBは、K市議会の議員である。

令和3年4月頃から、K市議会では、民族差別的な言動を規制する「K市人権条例」の制定について議会で議論をしていた。Aは、令和3年9月の定例会本会議にて、同条例の制定に反対する立場から、K市長に質問をしつつ自身の意見を述べていたが、与えられていた質疑の時間を大幅に超過し、議長から時間を守るように注意された。これに対してAは反発し「議長の議会運営は恣意的だ。議長も市長もグルになって条例を通したいみたいだが、陰謀ではないか。」との発言（以下、「本件発言」という。）をした。

これに対してK市議会は、本件発言は問題があるとして、Aに対して、地方自治法に基づく陳謝の懲罰を科した。しかしながら、Aは、議場での陳謝文の朗読を拒否し、その後のK市議会からの再三の求めにも応じず、一切、陳謝はしない旨の姿勢を見せた。

これを受け、K市議会は、Aに対して地方自治法に基づき23日間の出席停止の懲罰を科した（以下、「本件処分」という。）。K市議会条例では、議員の出席停止処分がなされた場合には、停止の間の日数分の議員報酬が減額されるものと定められている。

これに対し、Aと同一の政治思想を持つBは、自身のSNSで「Aは市民のために正しいことを言っているのにこのザマだ。K市議会の闇は深い。この条例に賛成する者は一体どこの民族の代表者なのだろうか。」との投稿を行い、その後も同様の趣旨の投稿（以下、「本件各投稿」という。）を何度か行った。

これに対し、K市議会多数派は、本件各投稿の内容が不当であることを理由に、Bに対する辞職勧告決議を提案し、同決議は賛成多数で可決された（以下、「本件決議」という。）。なお、辞職勧告決議は地方自治法に基づく懲戒処分ではなく、議員の身分の得喪に影響を与えるものではないが、議会の意思として対象となる議員に辞職を勧告するものである。

〔設問1〕（配点：30点）

Aは、本件処分は違法であるとして、K市に対し、処分の取消しを求める訴えを提起した。この事案において、裁判所は本案判決をすべきか論ぜよ。

〔設問2〕（配点：20点）

Bは、本件決議が違法不当なものであって自身に精神的苦痛を与えるものであることを理由として、K市に対し、国家賠償法に基づき慰謝料等の支払を求める訴えを提起した。この事案において、裁判所は本案判決をすべきかを論ぜよ。

なお、本案判決をすべきと考える場合には、裁判所はいかなる点を考慮すべきかを併せて論ぜよ。

以上



表

試験科目	受験番号	フリガナ	
憲法		氏名	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
 講師：弁護士 井口賢人
 質問：k.iguchi@egawa-law.jp
 2025.1.12実施 過去問プレゼミ 憲法（統治）
 予備試験憲法

憲法 1 頁

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

憲法 2 頁

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、憲法の答案用紙です。

行政法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。(試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出は一切応じません。)

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外(着色部分及びその外側の余白部分)に記載した場合には、当該部分は採点されません。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。

(4) 答案用紙の表裏を書き進めて答案を作成した場合には、表が白紙の時には「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験期間中に表の解答欄に記載してください。(試験時間終了後に記載することは認めません。)

(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

4 その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

講師：弁護士 井口賢人

質問：k.iguchi@egawa-law.jp

2025.1.12実施 過去問プレゼミ 憲法(統治)

予備試験憲法

憲法 3 頁

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

憲法 4 頁

令和7年1月12日 憲法(統治) 採点基準

	小計	配点	得点
【設問1】	[30]		
○問題提起		2	
・「法律上の争訟」の意義、あてはめ		3	
・いわゆる部分社会論への言及		3	
・議会の自律性と、司法権の介入に関する比較考量への言及		3	
・議員の出席停止処分に対し司法審査が及ぶか否かに関する検討		7	
・本件へのあてはめ		3	
結論		4	
○裁量点		5	
【設問2】	[20]		
○問題提起		2	
・「法律上の争訟」の意義、あてはめ		2	
・いわゆる部分社会論への言及		2	
・本案判決をすべきか否かに関する検討と結論		2	
・国賠法の要件の判断と議会の自律性との関係に関する言及		3	
・本件へのあてはめ		2	
結論		2	
○裁量点		5	
合計		50	

第1 設問1

- 1 Aは、本件処分が違法であるとして、K市に対して取消訴訟を行っているが、本件処分はK市議会の決定でなされたものであるから、その可否を裁判所が判断することは可能か。司法権の範囲との関係で問題となる。
- 2 (1) 司法権は憲法76条1項によって裁判所に属しているところ、司法とは具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによってこれを裁定する国家作用であると解する。これを受けて裁判所法3条第1項は、裁判所の裁判の対象を、原則として「法律上の争訟」と定めている。前記司法の意義から、「法律上の争訟」とは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られるものと解する。
(2) 本問についてみるに、本件処分は、公権力による処分であって処分性を有するものであり、これに対する取消を求めることは抗告訴訟であり、法律上の争訟性を有するよう思える。
- 3 (1) しかしながら、地方議会は、地方自治の本旨（憲法92条）に基づいて自律的な法規範を有するものであり、議会の議員に対する懲罰その他の措置については、議会の内部規律の問題にとどまる限り、その自律的判断に委ねられるべきであり、司法審査が及ばないのではないか。議会の自律性と、司法の介入の必要性の比較衡量が問題となる。

(2) この点、地方議会の自律性は、地方自治の本旨によるものであって重要である。しかしながら、本件処分のような出席停止処分（地方自治法135条1項3号）は、対象となる議員に対し議員活動の中核である議会参加を一時的に停止させるものである。これは、地方自治の本旨の中核である住民自治に基づく議員活動を阻害するものであって、共に地方自治の本旨に根ざすものであるから、議会の自律性のみを強調するのは妥当ではない。

また、地方議会議員の活動の可否は、最終的には選挙によって評価されるべきものであるが、出席停止処分はその前提となる活動自体を制限するものである点でも極めて強度の処分である。加えて、出席停止処分によって議員活動が制限される場合、当該議員の報酬や歳費に対する付随処分がなされる場合も多いため、権利の回復の観点からも司法審査の対象とすべき必要性が高い。

この場合であっても、出席停止処分の懲罰の適否の判断については、議会の裁量を前提にその適否を判断すれば、仮に出席停止処分の適否を司法審査の対象としても過度に地方議会の自律性を阻害するとはいえない。

(3) 以上の点に鑑みるに、地方議会が行った出席停止処分については、議会の内部規律の問題ということができず、司法審査の対象になるものと解する。

4 これを本問についてみるに、本件処分は地方自治法に基づくものであり、K市条例に基づく報酬減額処分も伴うものである。上

述の通り、これらは直接に司法審査の対象とする必要性が高いものであり、議会の内部規律の問題とはいえないものであるから、Aの訴えは司法審査の対象になる。

5 よって、Aの訴えについて、裁判所は本案判決をすべきである。

第2 設問2

1 Bは、本件決議が違法であるとして、K市に対して国家賠償請求訴訟を提起しているが、本件決議はK市議会で可決されたものであるから、その当否について裁判所が判断することは可能か。司法権の範囲との関係で問題となる。

2 (1) Bの訴えが司法審査の対象になるか否かについて、「法律上の争訟」については第1の2(1)に記述した解釈が妥当する。

(2) この点、本件の訴えは、本件決議が違法であることを前提にK市議会に対して損害賠償を求めるものであるから、具体的な権利義務の存否に関する紛争であり、かつ法令の適用によって解決することができるものであり、法律上の争訟性はある。

3 (1) しかし、前述の通り地方議会は、地方自治の本旨に基づいて自律的な法規範を有するものであり、議会の議員に対する懲罰その他の措置については、議会の内部規律の問題にとどまる限り、その自律的判断に委ねられるべきであるから、例外的に司法審査の対象にならないのではないかとも思われる。

(2) この点、Bの訴えは、議会の決定である本件決議の効力を直接争うものではなく、その当否を前提問題として国家賠償請求権

の成否の判断を求めるものであってまさに司法の問題であるといえるから、司法審査の対象であると考える。

(3) もっとも、司法審査が及ぶとしても、議会の行った措置がその内部規律の問題にとどまる限り、裁判所は議会の自律的判断を尊重しなくてはならず、請求の前提問題になっている場合には、議会の判断を前提として請求の当否を判断すべきと解する。

4 本問についてみるに、本件決議は地方自治法に基づく懲罰処分ではなく、議会の意思としてBに対して辞職を勧める決議を行うものにとどまり、Bに対して何らかの法的効力を及ぼすものではない。Bは、同決議に異議があるのであれば、議会等で反論を行えば足りるし、その活動の当否は最終的には市民の選挙によって評価されるべきものであるから、Bは本件決議を無視することも可能であるため、本件決議について司法が当否を判断すべき必要性も低い。

以上からすれば、本件決議の当否は、なおK市議会の内部規律の問題にとどまるものと評価すべきであるところ、裁判所は、国家賠償請求の成否の前提問題として、その当否を判断する場合、K市議会の判断を尊重しなくてはならない。

5 よって、裁判所は、Bの訴えに対して本案判決をすべきであるが、K市議会の判断を尊重して、これを前提とした判決をすべきである。

以上

第1 出題の趣旨

本問は、司法権の範囲に関する論点のうち、司法権の限界（外在的限界）の意義と具体的な適用を問う問題である。

設問1は、最大判令和2年11月25日（以下、「岩沼市議会事件」という。）に関する問題である。設問2は、東京高判令和5年3月22日を参考に作成した問題であるが、岩沼市議会事件の知識を前提に、辞職勧告決議をどのように取り扱うかを問う問題である。

岩沼市議会事件は、有名判例である最大判昭和35年10月19日を変更したものであり極めて重要な判例であるが、現在の憲法判例百選（第7版）は令和元年刊行なので、まだ百選に掲載されていない。改訂があればまず間違いなく掲載される判例だと思われるので、本問を通じてこれらの判例の存在だけでも押さえておいて欲しい。

ところで、予備試験においては憲法の統治分野の知識を問う論文式試験が複数回出題されているものの、出題頻度は多くはない。しかしながら、司法権の範囲に関する問題は、予備試験・本試験のいずれでも出題可能性があり、かつ典型論点であって正答率も一定以上であることが予想されるため、決して疎かにしてはならない論点である。

第2 設問1

1 司法権の範囲について

(1) 法律上の争訟について

憲法は、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」（憲法76条1項）と定めている。この点、司法権に関しては、伝統的に、具体的な争訟について法を適用し、宣言することによってそれを裁定する作用であると解釈されており、裁判所法3条1項はこの趣旨を受けて、裁判所は「一切の法律上の争訟を裁判し」と規定している。

法律上の争訟とは、一般に“①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、②それが法律を適用することにより終局的に解決することができるもの”と解釈されている。

本件のような地方議会における懲罰の事案の場合、同要件への適合性（内在的限界の問題）は肯定される。

問題になるのは後記のいわゆる部分社会論であるが、内在的限界の議論は、外在的限界を論ずる前提になるので答案上の言及は必要と思われる。なお、内在的限界が問題になる場合については、宗教法人内部の紛争等が典型事例であるので、本問と併せて復習をしておいて欲しい。

なお、これらの点に関する多数説的な理解を整理すると、次の通りである。なお、典型事例を付記しているが、個別の事案や争い方によって変わり得るので、あくまで

も参考程度のものであって欲しい。

< I > 法律上の争訟性に関する議論（内在的制約）

- ① 当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって
（問題になる事例：警察予備隊違憲訴訟、技術士国家試験合否判定訴訟等）
- ② それが法律を適用することにより終局的に解決することができるもの
（問題になる事例：「板まんだら」事件等）

< II > 司法権の限界に関する議論（外在的制約）

(A) 自律権に属する行為

（問題になる事例：警察法改正無効事件（国会）等）

(B) 自由裁量行為

（問題になる事例：議員定数不均衡訴訟、堀木訴訟等。但し、実際には司法審査の埒外と判断するのではなく、司法審査を行うことを前提に、立法裁量を広く認める方向性で整理されている。）

(C) 統治行為

（問題になる事例：砂川事件等）

(D) 部分社会論（典型は、議会と大学）

（問題になる事例：後述の昭和35年判決のほか、富山大学事件、共産党袴田事件等）⇒本問の論点

(2) 部分社会論について

訴訟のうち、法律上の争訟に関する要件を充足する場合であっても、なお司法審査の及ばない領域（司法権の限界）があると考えられており、その一例がいわゆる部分社会論である。部分社会論とは、団体の内紛一般について、自律的な法規範を持つ団体の内部事項は、当該団体による当該規範の自律的な執行に委ねられ、裁判所による司法審査の対象にならないとする議論である。

部分社会論の射程範囲については極めて難しい議論であるが、判例における肯定事例は地方議会や国立大学の事案（富山大学事件／最判昭52年3月15日）であるので、具体例を押さえておくのが良いと思われる。

なお、いわゆる部分社会論について現在では、包括的に司法権を排除するのではなく個別の団体ごとに人権保障の根拠や内容から司法権の介入が可能か否かを検討すべきと考えられている。答案においていわゆる部分社会論を用いる場合であっても、金科玉条のようにこれを用いるべきではなく、どうして司法権が及ばないのかということについて丁寧な論証を心がける必要がある。

岩沼市議会事件は、昭和35年10月19日大法廷判決（以下、「昭和35年判決」という。）を変更したものであるが、参考のためにまず昭和35年判決を掲載する。

2 最大判昭和35年10月19日（昭和35年判決）

（1）事案の概要

Xらは、Y村議会の議員であったが、ある条例案について反対の立場をとった。これによって条例案可決に賛成の議会多数派は、可決に必要な特別多数を獲得できない情勢となった。そこで、議会多数派は、Xらが議会を混乱に陥れているとしてXらの出席を3日間停止すべきとの動議を可決させ、その結果、Xらは出席停止の懲罰に付された。

これに対してXらは、前記懲罰動議が村議会規則の規定に違反して無効であるとして、その無効確認及び取り消しを求めた。

第一審（新潟地裁）は訴えを却下し、第二審（東京高裁）も出席停止期間が経過していて訴えの利益が無いことなどを理由に控訴棄却。

（2）最高裁判決

上告棄却

「司法裁判権が、憲法又は他の法律によってその権限に属するものとされているものの外、一切の法律上の争訟に及ぶことは、裁判所法三条の明定するところであるが、ここに一切の法律上の争訟とはあらゆる法律上の係争という意味ではない。一口に法律上の係争といっても、その範囲は広汎であり、その中には事柄の特質上司法裁判権の対象の外におくを相当とするものがあるのである。けだし、自律的な法規範をもつ社会ないしは団体に在つては、当該法規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも、裁判にまつを相当としないものがあるからである。本件における出席停止の如き懲罰はまさにそれに該当するものと解するを相当とする。（尤も昭和35年3月9日大法廷判決一民集14巻3号355頁以下—は議員の除名処分を司法裁判の権限内の事項としているが、右は議員の除名処分の如きは、議員の身分の喪失に関する重大事項で、単なる内部規律の問題に止らないからであつて、本件における議員の出席停止の如く議員の権利行使の一時的制限に過ぎないものとは自ら趣を異にしているのである。従つて、前者を司法裁判権に服させても、後者については別途に考慮し、これを司法裁判権の対象から除き、当該自治団体の自治的措置に委ねるを相当とするのである。）されば、前示懲罰の無効又は取消を求める本訴は不適法というの外なく、原判決は結局正当である。」

（3）解説

地方議会の議員に対する懲罰については、重いものから順に除名、出席停止、公開の議場における陳謝、戒告の4種類がある（地方自治法135条参照）。地方議会議員に対する懲罰が司法審査の対象となるかについて、これ以前の判決においても最高裁は除名処分については司法審査の対象となることを認めていた。

かかる状況において、本判決は、出席停止処分については司法審査が及ばないという新たな判断をしたものであり、部分社会論を形成したものとしても位置付けられている判決である。

本判決は、出席停止処分については司法審査が及ばないとする理由を、団体の内部

規律の問題として自治的措置に任せるべきであるからとしている。

司法審査による権利利益の実現と、団体における自治的措置とを比較衡量したものとも考えられよう。その場合、前者にどのような利益があるのか、後者はどのような根拠に基づく規範で、どの程度尊重されるべきなのかということについては、個別の事案ごとに検討されなければならないのではないと思われる。

本判決において、除名処分と出席停止処分において何故、判断が違うのかということについての言及もなされているが、これも前述の考え方に立てば、前者の利益が後者を上回るかどうかで判断したものと整理できるであろう。

なお、本判決の結論は、法律上の争訟に当たらないために訴えを却下するという立場であり、このために後述の各判例では法律上の争訟性が問題となっているので、ここも確認して欲しい。

3 最大判令和2年11月25日（岩沼市議会事件）

（1）事案概要

Xは、Y市議会の議員であるが、Y市議会の議会運営委員会において行った発言が問題視され、Y市議会から23日間の出席停止処分の懲罰を受けた。Y市には、出席停止処分期間中の議員報酬を減額するとの条例があり、Xはこれに基づいて23日間に相当する議員報酬を減額された。

Xはこれを不服として、出席停止処分の取り消しと、減額分の議員報酬の支払いを求めた。

第一審（仙台地裁）は、Xの訴えを不適法として却下したが、原審（仙台高裁）は、昭和35年判決を参照しつつ議員報酬の減額を伴う場合にはその適否は司法審査の対象となるとして、第一審判決を取り消して差し戻した。

（2）最高裁

上告棄却（原審の判断を維持）

「憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する基本原則として、その施策を住民の意思に基づいて行うべきものとするいわゆる住民自治の原則を採用しており、普通地方公共団体の議会は、憲法にその設置の根拠を有する議事機関として、住民の代表である議員により構成され、所定の重要事項について当該地方公共団体の意思を決定するなどの権能を有する。そして、議会の運営に関する事項については、議事機関としての自主的かつ円滑な運営を確保すべく、その性質上、議会の自律的な権能が尊重されるべきであるところ、議員に対する懲罰は、会議体としての議会内の秩序を保持し、もってその運営を円滑にすることを目的として科されるものであり、その権能は上記の自律的な権能の一内容を構成する。」

「（普通地方公共団体の議会の）議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため、議会が行う上記の各事項等について、議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負うものである。」「出席停止の懲罰は、上記の責務を負う公選の議員に対し、議

会がその権能において科する処分であり、これが科されると、当該議員はその期間、会議及び委員会への出席が停止され、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を行うことができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる。このような出席停止の懲罰の性質や議員活動に対する制約の程度に照らすと、これが議員の権利行使の一時的制限にすぎないものとして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできない。そうすると、出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができるというべきである。」「したがって、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるというべきである。これと異なる趣旨をいう所論引用の当裁判所大法廷昭和35年10月19日判決その他の当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである。」

(3) 解説

本判決は、昭和35年判決を変更し、地方議会議員に対する出席停止処分についても司法審査の対象になるとする判断をしたものである。かかる判断の理由について、地方議会の懲罰が自律的な権能の一内容であり、尊重されるべきものであるとしつつ、出席停止処分が、地方議会議員の中核的な活動を制限するという強度の処分であることに鑑み、これも司法審査の対象になるとの判断をしたものである。

この点、判旨からも分かる通り、自律的な権能を尊重するという点と、議員に対する処分の強さを比較して司法審査の対象になると判断しているものであり、本判決は一般市民法秩序との関係性というフレーズは用いていない点についても確認しておいて欲しい。

4 本問について

設問1は、岩沼市議会事件をモデルにした問題である。本判決は、昭和35年判決を変更しているものの、地方議会の懲罰権が尊重されるべき自律的な権能の一つであるという昭和35年判決以来の考え方は踏襲している。そのため、答案上もこの点については触れたうえで、議員の中核的活動を一定程度制限する出席停止処分というものをどう考えるのかについて丁寧に論述して欲しい。

重要なのは団体の目的・性格に鑑みて自律的な権能を尊重するという点と、制限される権利利益の性格・重要性という点とを比較衡量するという点であるので、こういった視点が論じられるように学習して欲しい。

第3 設問2

1 議会の処分と国家賠償請求事件について

本設問がモデルとした東京高判令和5年3月22日や、他に有名な判例として最判平成31年2月14日（以下、「名張市議会事件」という。）等のように、地方議会議員が、地方議会から懲戒等を受けたことについて、国家賠償請求を行うという類型もある。

ここで注意しなければならない点として、判例は、この類型に関しては法律上の争訟性を否定しないことである。

例えば、前掲名張市議会事件では「本件は、被上告人が、議会運営委員会が本件措置をし、市議会議長がこれを公表したこと（本件措置等）によって、その名誉を毀損され、精神的損害を被ったとして、上告人に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めるものである。これは、私法上の権利利益の侵害を理由とする国家賠償請求であり、その性質上、法令の適用による終局的な解決に適しないものとはいえないから、本件訴えは、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たり、適法というべきである。」と判示し、法律上の争訟性が肯定されている。

他方で、名張市議会事件では「普通地方公共団体の議会は、地方自治の本旨に基づき自律的な法規範を有するものであり、議会の議員に対する懲罰その他の措置については、議会の内部規律の問題にとどまる限り、その自律的な判断に委ねるのが適当である（最高裁昭和34年（オ）第10号同35年10月19日大法廷判決・民集14巻12号2633頁参照）。そして、このことは、上記の措置が私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断する場合であっても、異なることはないというべきである。」

「したがって、普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断するに当たっては、当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきものと解するのが相当である。」と判示されており、法律上の争訟性を肯定しつつも、判断においては議会の自立的判断を尊重して、これを前提とするという立場に立っている。

2 東京高判令和5年3月22日

(1) 事案の概要

Xは、Y市議会の議員であるが、SNS等に複数回にわたって市議会の信用を失墜させるような内容の投稿を行ったことを理由として、Y市議会から辞職勧告決議を受けた。

これに対してXは、辞職勧告決議をしたことが違法である等として、Y市に対して国家賠償法1条1項に基づき慰謝料等の支払いを求めた。

第一審（さいたま地裁川越支部判決令和4年6月30日）はXの請求を棄却し、本判決も第一審の判断を維持した。なお、本判決の後に、Xから最高裁への上告がなされているが、上告も棄却されている（最決令和6年6月13日）。

(2) 判決

控訴棄却

「裁判所は、一切の法律上の争訟を裁判する権限を有する（裁判所法3条1項）が、地方議会内部の紛争は、地方議会の目的・性質・権能、自立性の根拠・紛争の内容や争われている権利の性質等を個別具体的に検討してこれらを比較衡量し、当該紛争が

法律上の争訟に当たる場合においても、地方議会の自立的な権能を尊重して司法審査を控えるべきかどうかを決することとすべきであると考えられる。」

「議員活動の自由は、表現の自由、政治活動の自由等の一環であり、議員がその責務を全うする上で重要なものではあるが、本件辞職勧告決議等は、法的拘束力を伴うものではなく、議員としての活動を制約するものともいい難いから、議会の自立的な判断を尊重すべきものと考えられ（この点において、出席停止の懲罰処分が議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を制約し、住民の負託を受けた議員がその責務を十分に果たすことができなくなることから、その適否が司法審査の対象となる（最高裁平成30年（行ヒ）第417号令和2年11月25日大法廷判決・民集74巻8号2229頁参照）のと異なる。）、これを前提として請求の当否を判断すべきであって、本件辞職勧告決議等が国家賠償法1条1項所定の違法な行為に当たるとは認められない。」

(3) 解説

本件は、地方議会が行った処分について、処分そのものの効力を争う（厳重注意処分なので法的効力そのものはない。）のではなく、これを前提とした国家賠償請求訴訟という形で、当否を争った事案である。

本件の第一審は、名張市議会事件を引用し、法律上の争訟を肯定しつつも、辞職勧告決議の当否については、議会の自立的判断を尊重するという立場から判断せず、その結果、辞職勧告決議は国家賠償法上の違法行為には当たらないという立場をとっている。本件判決も同様の立場であるが、岩沼市議会事件との違いについて、辞職勧告決議は法的拘束力を伴わず、議員としての活動を制約するものともいい難いと判示する点が特徴的である。

3 本問について

本問は、東京高判令和5年3月22日を参考にしているが、事実関係については大幅に修正を行っている。

解答においては、まずはBの訴えが法律上の争訟に当たることについて論じて欲しい。

その上で、地方議会の自立性に言及し、本件決議について、議会の自律的判断を尊重する必要があるのか否かを検討して結論を導いてほしい。なお、東京高判令和5年3月22日と同様の立場を採った場合には請求棄却になる（同伴例の一審の結論）ので、訴えの却下としないように気を付けて欲しい。

以上

<参考文献>

芦部信喜『憲法（第四版）』（岩波書店 2007）

長谷部恭男『憲法（新法学ライブラリ）（第4版）』（新世社 2008）

『判例タイムズ』No.1460 2019.7月号

『判例タイムズ』No.1481 2021.4月号

最優秀答案

回答者：M・Tさん

第1 設問1

1. Aが本件処分を違法として処分の取り消しを求めた訴えについて、裁判所が判断をすべきか。本件処分はK市議会の決定によるものであるため、司法権の範囲との関係で問題となる。
- 2(1) この点、憲法76条1項により裁判所に属する司法権は、「一切の法律上の争訟を裁判」する権限である(裁判所法3条1項)。そして「法律上の争訟」とは、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、②それが法律を適用することにより終局的に解決することができるものと解する。
 - (2) これを本問についてみると、本件処分はAが議員として議会に出席する権利に関するものであり(①充足)、法令の適用による取消判決で終局的に解決可能なものである(②充足)。
 - (3) よって、本件処分は「法律上の争訟」にあたる。
- 3(1) しかし、普通地方公共団体である市議会は、憲法92条の地方自治の本旨に基づき、自律的な法規範を有する。よって、議会の議員に対する懲罰その他措置については、議会の内部規律の問題にとどまる限り、その自律的な判断に委ねるのが適当である。では、議員の出席停止処分にも司法審査は及ばないか。
 - (2) この点、出席停止処分は、住民の代表として議事に参与し議決に加わるといった議員としての中核的な活動を不可能にするためのもので、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなるものである。よって、議員の権利行使の一時的な制限にすぎないとして、その適否が専ら議会の自主的・自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできず、裁判所は常にその適否を判断できると解する。
 - (3) これを本問についてみると、本件処分はAに23日間の出席停止の懲罰を科するものである。これは、Aの議員としての中核的な活動を不可能にする点で、議会の内部規律にとどまるものとはいえない。よって、本件処分には司法審査がおよぶ。
4. 以上より、Aの訴えについて、裁判所は本案判決をすべきである。

第2 設問2

1. Bが本件決議を違法不当としてK市に対し国家賠償請求を求めた訴えについて、裁判所が判断をすべきか。本件決議はK市議会の決定によるものであるため、司法権の範囲との関係で問題となる。
- 2(1) この点、Bの訴えが「法律上の争訟」にあたるかについて、前述の解釈をもとに検討する。
 - (2) 本問については、Bは本件決議による精神的苦痛を理由に国家賠償法に基づく慰謝料等を請求しており(①充足)、国家賠償法の適用による判決で終局的に解決可能なものである(②充足)。
 - (3) よって、本件訴えは「法律上の争訟」にあたる。
- 3(1) しかし、前述の通り、議会の議員に対する懲罰その他措置については、議会の内部規律の問題にとどまるかぎり、地方自治の本旨に基づき自律的な法規範を有する議会の判断に委ねるのが適当である。では、Bの訴えにも司法審査は及ばないか。
 - (2) この点、Bの訴えは本件決議の効力を争うものではなく、これを前提とした国家賠償請求が認められるかを争うものである。よって、議会の自主的・自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできず、裁判所はその適否を判断することができる。

(3) もっとも、当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきである。

(4) 本問についてみると、本件決議は辞職勧告の決議であり、議員の身分の得喪に影響を与えるものではなく、法的効力をもたない。よって、本件決議はK市議会の内部規律の問題にとどまるといえる。

(5) 従って、裁判所は、K市議会の判断を前提としたうえで、国家賠償請求の訴えについて判断させねばならない。

5. 以上より、Bの訴えについて裁判所は本案判決をすべきであるが、請求棄却判決をすべきである。

以上

最優秀答案

M・Tさん

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：弁護士 井口賢人
質問：k.iguchi@egawa-law.jp
2025.1.12実施 過去問プレゼミ 憲法（統治）
予備試験憲法

表

試験科目
憲法

憲法 1 頁

第1 設問 1

1. Aが本件処分を違法として処分の取消しを求めた訴えについて裁判所が判断をすべきか。本件処分はK市議会の決定によるものであるため、司法権の範囲との関係で問題となる。

2. (1) この点、憲法76条1項により裁判所に属する司法権は、「一切の法律上の争訟を裁判」する権限である(裁判所法3条1項)。そして「法律上の争訟」とは、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、②それが法律を適用することにより終局的に解決することからできるものと解する。

(2) これを本問についてみると、本件処分はAが議員として議会に出席する権利に関するものであり(①充足)、法令の適用による取消判決で終局的に解決可能なものである(②充足)。

(3) よって、本件処分は「法律上の争訟」にあたる。

3 (1) しかし、普通地方公共団体である市議会は、憲法92条の地方自治の本旨に基づき、自律的な法規範を有する。よって、議会、議員に対する懲罰その他措置については、議会の内部規律の問題にとまる限り、その自律的な判断に委ねるのが適当である。では、議員、出席停止処分にも司法審査は及ばないか。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

憲法 2 頁

(2) この点、出席停止処分は、住民の代表として議事に参与し議決に加わるといった議員としての中核的な活動を不可能にするもので、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなるものである。よって、議員の権利行使の一時的な制限にすぎないとして、その適否が専ら議会の自主的・自律的な解決に委ねられるべきであるといえることはできず、裁判所は常にその適否を判断できると解する。

(3) これを本問についてみると、本件処分はAに23日間の出席停止の懲罰を科するものである。これはAの議員としての中核的な活動を不可能にする点で、議会の内部規律にとまるものとはいえない。よって、本件処分には司法審査がおよぶ。

4. 以上より、Aの訴えについて、裁判所は本案判決をすべきである。

第2 設問 2

1. Bが本件決議を違法不当としてK市に対し国家賠償請求を求めた訴えについて、裁判所が判断をすべきか。本件決議はK市議会の決定によるものであるため、司法権の範囲との関係で問題となる。

2 (1) この点、Bの訴えは「法律上の争訟」にあたるかについて、前述の解釈をもとに検討する。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

<p>【注意事項】</p> <p>1 憲法問題の理解 本憲法問題集は、憲法の重要問題です。 行政法の憲法を本問題集に記載して読みしる場合には、試験時間内に申し出がなかった場合は、見逃さないので、注意してください。 なお、試験時間中に憲法問題の取扱いが異なる場合には、試験監督員の指示に従ってください。試験終了後の憲法問題の取扱いの申請はご遠慮ください。</p> <p>2 憲法問題の取扱い 憲法問題の取扱い、憲法問題集はしませんので、消しや訂正はいたしません。</p>	<p>【憲法問題集の取扱い】</p> <p>(1) 憲法問題集は、新憲法問題集の取扱いに従って取り扱ってください。なお、新憲法問題集（憲法問題集）以外の憲法問題集は、試験時間中に持ち込まないでください。 (2) 憲法問題集は、憲法問題集の取扱いに従って取り扱ってください。なお、憲法問題集（憲法問題集）以外の憲法問題集は、試験時間中に持ち込まないでください。 (3) 憲法問題集は、憲法問題集の取扱いに従って取り扱ってください。なお、憲法問題集（憲法問題集）以外の憲法問題集は、試験時間中に持ち込まないでください。 (4) 憲法問題集は、憲法問題集の取扱いに従って取り扱ってください。なお、憲法問題集（憲法問題集）以外の憲法問題集は、試験時間中に持ち込まないでください。 (5) 憲法問題集は、憲法問題集の取扱いに従って取り扱ってください。なお、憲法問題集（憲法問題集）以外の憲法問題集は、試験時間中に持ち込まないでください。</p>
--	---

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
 講師：弁護士 井口賢人
 質問：k.iguchi@egawa-law.jp
 2025.1.12実施 過去問プレゼミ 憲法（統治）
 予備試験憲法

45 (2) 本問については、Bは本件決議による精神的苦痛を理由に国家賠償法に基づき慰謝料等を請求しており(①充足)、国家賠償法の適用による判決で終局的に解決可能なものである(②充足)。

46

47

48

49 (3) よて、本件訴えは「法律上の争訟」にあたる。

50 3(1) しかし、前述の通り、議会の議員に対する懲罰その他措置については、議会の内部規律の問題にとどまるかぎり、地方自治の本旨に基づき自律的な法規範を有する議会の判断に委ねるのが適当である。では、Bの訴えにも司法審査は及ばないか。

51

52

53 (2) この点、Bの訴えは本件決議の効力を争うものではなく、これを前提とした国家賠償請求が認められるかを争うものである。よて、議会の自主的・自律的な解決に委ねられるべきであるといふことはできず、裁判所はその適否を判断することかできる。

54

55 (3) もとも、当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきである。

56 (4) 本問についてみると、本件決議は辞職勧告の決議であり、議員の身分の得喪に影響を与えるものではなく、法的効力をもちない。よて、本件決議はK市議会の内部規律の問題にとどまるといえる。

57 (5) 従て、裁判所は、K市議会の判断を前提としたうえで、国家賠償請求の訴えについて判断させねばならない。

58

59

60 5. 以上より、Bの訴えについて裁判所は本案判決をすべきであるが、請求棄却判決をすべきである。

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

<講評>

※1 ここは私も迷ったところで誤りではないのですが、「請求棄却」とまで結論づけていいかはやや微妙だと思います。

というのも、設問では考慮要素を聞いているだけなので、結論まで書く必要が無いという形式的なことと、審理の内容を見た上でなければ、本来、請求の当否は判断できないという実質的な話で、「議会の判断を尊重した判決をすべき」くらいまでが穏当では無いかと思います。ただ、十中八九、棄却だと思うので、誤りだとは思いません。

◎出題者が書いてほしかった事項をほぼ全て網羅しています。特に指摘することはありません。

統治は、司法権の関係だけ学習してもらい、他の科目に尽力してください。

本番でもこのくらいの答案が全科目で書けるのであれば、まず間違いなく合格するでしょう。頑張ってください。